

新旧対照表：JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー

改定文書施行日 : 2010年11月1日
 現在の文書 : <http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01108.html>
 改定後の文書 : <http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01110.html>

現在の文書	改定後の文書
<p>5.2.1. 初期割り振りの基準</p> <p>IPv6 アドレス空間の初期割り振りの資格を得るには、申請する組織は、</p> <p>a) IP 指定事業者であること b) エンドサイトでないこと c) 割り当て先組織に対し、IPv6 の接続性を提供する計画があり、<u>その経路広告を、単一のアドレス割り振りに集成して行うこと。</u> d) IPv4 アドレスの割り振りを受けている IP アドレス管理指定事業者であること。そして、割り振りを受けた IPv6 アドレスを他の組織へ割り当てまたは再割り振りを行い、2年以内に当該アドレス空間をインターネットシステムで広告すること。 または 2年以内に最低でも 200 の割り当てを行う計画があること。</p> <p>以上の 4つを満たさねばならない。</p>	<p>5.2.1. 初期割り振りの基準</p> <p>IPv6 アドレス空間の初期割り振りの資格を得るには、申請する組織は、</p> <p>a) IP 指定事業者であること b) エンドサイトでないこと c) 割り当て先組織に対し、IPv6 の接続性を提供する計画があること d) IPv4 アドレスの割り振りを受けている IP アドレス管理指定事業者であり、割り振りを受けた IPv6 アドレスを他の組織へ割り当てまたは再割り振りを行い、2年以内に当該アドレス空間をインターネットシステムで広告すること または 2年以内に最低でも 200 の割り当てを行う計画があること</p> <p>以上の 4つを満たさねばならない。</p>

改定後、削除

句読点などの修正